

第七回 参議院労働委員会會議録第七号

公 聴 会

昭和二十五年三月十七日(金曜日)

本日の會議付した事件

○夏時刻法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

午前十時四十四分開会

○委員長(山田節男君) 只今より労働委員会公聴会を開会いたします。過日本委員会に付託になりました夏時刻法の一部を改正する法律案、この法案に對する予備審査の参考のために、公聴会を開催することに相成りました。本日は御多忙中に拘らず、公述人の皆さんが御列席下さいまして有難く御礼申し上げます。

尙公述人の方々に御注意申し上げたいのですが、時間が制約されておりますので、公述人各位は一名十分間割当てであります。その範圍で簡潔に一つ公述して頂ければ結構だと思ひます。尙公述された方に対する各委員からの質問は、各公述人が意見を述べられたい直後に御質問願う、かようにいたしたいと存じます。尙公述人に御注意申し上げますが、公述は議事規則の第六十八條に「発言は、問題の範圍を超えてはならない。」ということがございますので、時間の關係もありませんし、この範圍内において明確に公述願ひたいと思ひます。申し遅れましたが、公述人の方はその趣旨をお述べになる前に、本案に對する反対、或いは賛成の趣旨を明らかにして公述をお願いいたしたいと思ひます。それでは最初に水路部

の編曆課鈴木敬信君にお願いいたします。

○公述人(鈴木敬信君) 私は鈴木でございます。私は條件附で夏時刻法に賛成いたします。その條件と申しますのは、夏時刻法によりまして電力が節約される、その場合に動力は勿論節約される筈はないのでありますが、照明電力が多少なりとも節約される。その節約量が国家のために見逃すことができないう。つまり日本の現状におきまして、漏れるものは薬でも搦む、その薬に相當する以上であつたならば賛成する。その節約量が論ずるに足りないという場合には、私は不賛成であります。サマー・タイムが世間でよく聞えられまして、寒いからやる、暖いからやるとか、そういうことを言いますけれども、これは根本的に誤りでありまして、サマー・タイムは熱の問題ではなく光りの問題であります。これは図を用意して参りました。一番上の図はこれは少し数字が小さ過ぎて分りにくいけれども知れませんが、緯度別にやつた図でありまして、これが五時、これが六時の線でありまして、赤道では二月から十一月まで間、これが六月に相当します。こんな場合に六時前後に日の出が変化します。緯度十度になりま

すとこんな工合に変化する。二十度になるとこんな工合に変化いたします。どつちみち六時前後になりますけれども、日本の近所になりますと、三十度四一度になるとこんなような変化になります。緯度五一度になりますと、

日の出は夏の四時以下になります。薄明時はそれよりもつと早くなりまして、これは日本の平均緯度三十五度に

取りましたときの時刻であります。これが四時、五時、六時、夜が明けるのはそれより一時間四十分か五十分前です。これは青線で、これが日本における平均の薄明の時刻であります。ところが緯度五十度になりますと日の出がこんな工合に四時以下になります。夜の明けるのがそれよりつと早くなつて三時頃になる。ひどいときには二時頃夜が明ける。そういうふうな状況であります。日本ではイギリスやフランスで夏時刻法をやつたからといつて、日本でもやらなければならぬという理由は一つも存在しないのであります。ただサマー・タイムをやりますと、夜寝るのが早くなりまして照明電力が節約される。朝は幾分早く起きますから、多少そつちに電力を使いまして、差引して幾らか電力が節約になる。その量が国家のために見逃すことのできな量であつたならば、サマー・タイムはした方がよろしいようであります。それでサマー・タイムをそういう場合にするといたしますと、四月にするか五月にするかというの

になる。そしてこれは一時間の飛躍が出来ます。これでは北海道の気温その他を考へまして、非常に不適当であるからして、もつと遅らして五月にする。ここからこう上ることになります。そうすると、日の出の時刻が飛上つて、こう行つてこへ戻るといふことになります。私は言わねば、それよりもむしろサマー・タイムを一時

間飛躍させるよりも、一分ずつなしくずしにやつて行つたらどうか。そうしますと、この赤い線で、よく見えますが、示したのであります。非常に日の出がなだらかに変化します。そうしますと、寒いからどうのこうのと言わないうで、日の出が全国的にやつて来まして、国民としては非常に楽に生活ができる。この一分ずつ変える場合には、ラジオのAKに連絡しまして、AKの時報、或いは天文台に連絡して、一分ずつ早めればよい。そういうふうな意見であります。それだけでありまして、

なり夜更かしをする。問題は子供なのであります。子供は夕御飯を食べても、まだ外が明るいので外を遊び歩いておる。要するに夜更かしをする。私は暫らく北海道で生活したことがありますが、稚内あたりに行きますと、夜の八時頃まで野球をやつております。サマー・タイムをやると、恐らく九時頃までやつておると思ひます。そうしますと、小さい子供が寝るのが非常に遅れまして、むしろ悪い結果になるから、やらない方がいいんじゃないか、健康上からそう思ひます。

○委員長(山田節男君) 外に御質問ございませんか。それでは続きまして株式会社レイト社長の板倉安兵衛君にお願いいたします。

○公述人(板倉安兵衛君) 私は株式会社レイト社長の板倉安兵衛でございます。

今回の夏時刻の改正によりまして、四月第一土曜日を五月第一土曜日に改正せられますことは賛成でございます。元来夏時刻実施の趣旨は承知しておりますが、昨年本則通り、夏時刻が四月第一土曜日から開始されました結果については、中小商業方面に非常に無理がありまして、製造業者、或いは工場関係、卸売業者、小売業者の実情を見ますと、夏時刻によりまして、これらの業者の工場、事業場に勤務いたします従業員、労働者の日常生活動作上の支障に對して、相當に考へなければならなかつたと存じております。殊に

商店、会社の従業員、又工場の労働者等の通勤時間が、相当遠方の距離から来る者が相当多くありますので、これらの日常の勤務生活上種々関連した事柄におきまして、非常な不便と苦痛を感じておたのであります。故に我々業者といたしましては、中には夏時刻は六月から始めて貰いたいというような希望者もあるくらいであります。これは実行上いろいろ御意見もあることと存じますので、この際夏時刻開始時期を五月第一土曜日に改めるならば、業者の大部分は緩和されることと存じます。以上の通りでございます。

○委員(山田節男君) 只今の板倉公述人の御説明に対して、御質問ございせんか。

○村尾重雄君 板倉さんにもちよつと伺いたします。現行のを一ヶ月遅らして、五月第一土曜日にするの賛成だ、向六月にすることに賛意を表するということですが、原則的にサムマー・タイムそのものに対してはどうですか。

○公述人(板倉安兵衛君) これにつきまして今日伺いましたところは、この改正されるという範囲で以て私申し上げておる次第であります。それで実は今日伺いますことにつきまして、時間もありませんので、手近のところその他を調査して参つた次第でございますが、これだけの範囲の私の今の調査としましては、原則的に申し上げることはちよつと申し上げかねますので、今日は改正の分だけを、そのことを御案内を受けたのですから、その範囲で以て私は回答を一つお許し願いたいと思ひます。

○村尾重雄君 この前の御通知は、原則的な意見も伺うことになつておつたと思うのですが、一応そういうことをあなたから説明なさつて、御案内をする必要があると思うのですが、如何ですか。

○委員(山田節男君) この公聴会の趣旨ですか。

○村尾重雄君 ええ。

○委員(山田節男君) それは勿論各公述人におかれても、この改正問題は、本質的なものに触れて頂いても差支ございません。

○公述人(板倉安兵衛君) それにつきまして、なるだけ実情に即したことを申し上げたいと思ひます。今私の申し上げた通りにいたして頂いた方がよろうと思ひます。

○村尾重雄君 私らの趣旨は、基本的なサムマー・タイムに対する御意見を伺うことになつておつたのだから、若しその御意見がある方には、そういう点を伺つても結構だと思ひます。

○委員(山田節男君) それは先程御説明申し上げた通りです。

それでは続いて東京交通労働組合の飯塚君にお願いいたします。

○公述人(飯塚愛之助君) 私は東交本部の飯塚でございます。急だつたもので、正式な機関の決定ではありません。大体私の想像と個人的な意見になりますが、私はサムマー・タイムそのものには賛成であります。

私は十五年ばかり前にサムマー・タイムを主張したことがあります。その理由としては、電力の問題、健康上の問題であります。勿論私は学者でもなし専門家でもありませんから、具体的にこのことは分りませんが、ただ勤で申し

まして、健康問題ということになるのですが、これは結局農山村に肺病とか近眼が少いという理由、肺病とか近眼が都会病だという俗説があるのです。が、都会にそれが多いということ、これは電気が入つて来て、文明の弊害で、夜更かしをするということのためにつまり近眼であるとか、肺病であるとかが出て来るのではないかと思ひます。それは朝は非常に清純で空気がいい。この時に寝ているということ、結局一日二十四時間ですが、労働時間の晝間についてサボつて、電気で夜、夜更かしをするということ、知らず知らずに夜更かしということになる。同じ労働時間が夜に延びる。農村の百姓は野良に電気がつけられませんか、結局朝早く起きて日一杯仕事をして、肺病もなく、近眼も起らない。ところが非常に究気のいい時に朝遅くなることは、こういう時に寝ていると、太陽が出て来て照らす、それから起きて来て仕事をすると、結局一日中比較的究気の汚れた中に、而も電気の中で生活する時間が長いということが肺病や近眼の原因ではなからうかという素人考えながら、そう考へるわけがあります。そういう点から見ますと、同じ二十四時間をどうするかという点になると、結局空気のいい、健康上にいい時間に働けばいいのだ。労働が別に延びるわけではないんですから、一定の労働時間ですから、そういう点から行くとサムマー・タイムという点には私は原則的には賛成です。それから専門的ではありませんが、相当電力という、動力じやない、一般家庭電力、電燈、こういうものが相当に節約されるということが分るの

です。そういう面から言つて原則的には賛成する。ただ遺憾ながら日本人は文明の弊害で電気の中の生活が長く、夜更かしの傾向があるの、サムマー・タイムが実施されたために直ちに消化されないというこの弊害があるが、これは漸次消化して行けばいいのではない。そういう点から段階的には四月では早いのではないかと思ひます。その点では五月の改正は最も適當だろうと思ひます。まして私共の交通労働に従事しておる者については、人より早く起きねばなりませんから非常に辛い。従来の習慣からいつて夜更かしをする習慣があるから……四月になると私の方では五時から運転開始になります。そうすると住宅の関係で遠い人は三時半頃に出動することになります。ところが実際上一時間繰上ると四時になりますから相当辛いことになるわけですが、それで先に申し上げたように、八時間労働の枠があつて仕事をしているのですから、習慣として労働時間が延びることがないんです。が、段々慣れて来ればいいのではない。結局健康上の問題、電力の問題、こういう点から言つて、原則的には私はサムマー・タイムに賛成する。ただ今までの悪い習慣上一挙に日本人にとつて早くすることは辛いから、段々早くして、時期的にこれを改正すればいいのではないかと思ひます。以上です。

○委員(山田節男君) いいですか、公述人に対しては御質問はございせんか。……ないようでありますから、続きまして中村直代君にお願いいたします。

○公述人(中村直代君) 私は婦人勤労者となつておりますが、公務員の家庭でございまして。主人が中央官庁に勤めておるわけでございます。

○委員(山田節男君) 主婦の立場として……

○公述人(中村直代君) はあ、そうですね。

○委員(山田節男君) 今中村さんから、婦人勤労者となつておりますが、公務員の奥さんだそうでありまして、主婦の立場からサムマー・タイムに対する御意見を述べられるのであります。

○公述人(中村直代君) 家が都心から大分離れておりますから、往復に相当時間がかかりまして、この一年間を通じて、朝四時半頃に起きて食事などをいたします。で、只今のところまだよろしくございまして、段々日が長くなつて参りますと、四時半ですと、今までと普通の時間でしたら明るくなりましてよろしくございまして、四時半も、時間一時間繰上りますと、四時半でもやはり暗い時に起きなければならせん。朝がそんなことでございまして。夕方一時間早く帰つて参ります。でも、下度食事の時間は、夏などは夕日が当つておりますから、早く日の当つておるうちに夕食を済まして、やはり休む時間が朝早いものですから、夜又早く休むようになりますので、そうしますと着るのに戸を閉めて休むようになりまして、私はこの時間には絶対に反対でございます。

○委員(山田節男君) 只今の中村公述人の公述に対しては御意見はございせんか。

一部改正法律案に對しましては反對であります。

○委員長(山田節男君) 只今の高木公述人に対して御質問ありませんか。ないうでありますから、続きまして国鉄労働組合の田村公述人。

○公述人(田村清實君) 只今御紹介に與りました田村でございます。私達国鉄労働組合と申しますか、従業員の立場から申します、基本的には反對だということ、前の夏時刻の制定に當りまして代表が述べたところであります。今もその意見には變つておりません。従いまして今回の時刻改正に對しては、この期間を變えるということに對しては、そういう意味から賛成をいたします。

それで北海道の事情を申し上げたいのでございますが、実は、例えば四月の第一土曜日ということになりますと、今年のような場合は四月の一日がその日に當つております。ところが四月の一日ですと、北海道の大部分はまだ雪に雪があるような状態でございまして、こういうような状態でサムマー・タイムというものは、一体おかしいわけなのであります。若しこういうような状況で一時間時間を繰上げて参りますと、又朝早くから起きなければならぬことが出て参りまして、電力量というよりも、むしろ我々にとつては石炭、或いは薪の消費量の方が問題になつて来るわけでございます。昨年度と申しますか、本年度と申しますか、二十四年度は、石炭手当が三トン当りで八千四百圓つておりますが、実はこの中から税金とか、運搬代を引いて参りますと、大体二トン程の石炭より手に入らないわけでございますが、こうい

う乏しい石炭の中で、若しも四月の第一土曜日からサムマー・タイムを始めますと、石炭がそれだけ沢山食つちやうわけなんです。それだけ生活の上の又負担になりますし、又逆に夜の場合を考へて見ますと、夜になりまして

てもやはり寒いわけでありまして、そうすると陽があるからといつて起きておられますと、それだけ石炭の消費量も増えて参る。こういうようなわけで、北海道に住む、何と言いますか、住民にとりましては、電力量も大切ではございますが、それ以上に生活の非常に窮乏と言いますか、極端に申しますならば、そういうたような言葉で表現されるような状態に陥るわけでございまして、そこで本改正案によりまして、この五月といたつたことには、私達は賛成をするわけであります。そこでもう一度改正案におきましてお願いと言いますか、希望と申しますか、それを申し上げますと、その終りの時期でございまして、この法律案によりまして、九月になつております。ところが北海道は、大体本當に暑いと申します時期は、七月の十五日頃から始まりまして、八月の初めの方でもうすでに暑いという時期は過ぎまして、それから一日とずつと秋と申しますか、そういう時刻、何と言いますか、秋と言いますような温度の状態に入つて行くわけでございまして、それでももう九月になりますと、そろ／＼肌寒いようになつて参りまして、朝晩になりますと、大体軽い暖房を取らなければならぬというような状況に入つて行くわけでございまして、それでこの法律案によりまして、九月の法律案によりまして、大体計算をいたして見ますと、速くこの

第二土曜日が過つて参ります場合は、九月の八日でございまして、又遅く廻つておる場合は、九月の十四、五日頃。つまり中旬まで入つてしまふわけでございまして、こういうふうになりますと、又逆に通勤者などの家庭では、朝暗い中から起きなければならぬ。この法案の中に入つておきますところの電力量の消費と言いますか、こういつたようなことが逆にそうではなくなつて参るような状態でありまして、ですから又この時刻になつて参りますと、九月の中旬過ぎになつて参りますと、帰る時刻も薄暗くなつて帰つて来る。暗い中に起きて暗くなつて帰つて来る。こういう状態に入つて参りますので、こういう点につきましても改正をして頂きたい。で若し改正するならば一体どういふのがいいかと申しますと、八月の第四土曜日、この九月の第二土曜日というのを八月の第四土曜日ということに直して頂きたい。そうすれば大体二二、三日ごろから二十八日までの間にサムマー・タイムの時刻が切上つてしまふ、こういうふうに改正して頂くならば、北海道といつたしましても、あながち何と申しますか、全面的に、サムマー・タイムに反對するといふわけではなしに、こういうことにして一般の生活をできるだけ日光に親しむ期間を持たせる、こういうふうになつて参るのではないかと思ひます。以上がこの時刻法に對しての私達北海道に住む者の意見になると思ひます。以上を以て終ります。

○委員長(山田節男君) 田村君に對する御質問ございませんか。御質問ないうでありますから、続きまして氣象研究所長島山君にお願いいたします。

○公述人(島山久岡君) 私はサムマー・タイムというものに趣旨は反對であります。そのことをこれから御説明したいと思ひますが、先程鈴木さんからサムマー・タイムというものは光の問題であると言われているが、その通りであります。実際に生活に關係したことになりますと、光の問題の外に温度の關係が入つて来るのであります。温度のことを考へて見ますと、例えばヨーロッパと日本の北海道あたりが緯度で言つてもやや同じです。北海道の方がむしろイギリスあた

りよりは緯度が低いのですけれども、温度の方を比べて見ますと、ヨーロッパの方がずっと温度が高い。向うの方は朝早く夜が明ける。それに対して温度が高いといふことで参りますと、サムマー・タイムをするには非常に都合がよい。私も樺太の豊岡に暫く住まつておりましたが、あの辺に行きますと、今の日本の標準を使つてみますと、朝の二時ぐらいには明るくなる。普通の人が起きてくるのはそれから数時間も経つてからであります。その間は明るくて割合に暖かくなつておるのに似ているけれども、そういう夜が早く明けて暖いという所はサムマー・タイムもよいが、夜が早く明けるけれども、温度がそれに対して低いという所ではサムマー・タイムは不適当ではないかと思ひます。それで日本が、一つは北海道のような地域もあるけれども、もう一つは南で九州のような所もある。九州ぐらゐの緯度の所に行くと、今度は日の出日の入が相当違ひが出ますけれども、

余り北の方とひどい違ひはないということになりますからして、日本のように割合に北から南にまで亘つていふううな所を一律にしてしまふといふことは、非常な大きな無理があるのじやないかと思ひます。そういうような点から、原則的にサムマー・タイムを一律に実施するということに對する反對というところ、それから私共氣象台關係の官庁に勤めておりますので、氣象だけの仕事として見た官庁としての意見というものを大体お話ししたいと思ひます。氣象台の仕事はいろいろありますけれども、一つはいろいろの資料をまとめて外に知らせるということがありまして、一つは国内の方に知らせることは勿論でありますけれども、國際的な氣象單位といふものがありまして、その取決めに従つて何時々々の観測があつて、それを何時に無線で知らせる。それは國際的なことでありますから、その時刻といふものはめい／＼勝手な時刻を使うわけにはいかん。それはグリニッジ・タイムを使つてゐる。もう一つはそれ／＼の国、日本なら日本では百三十五度の標準時によつて何時と何時と何時に観測するといふことが決つてゐる。標準時の観測は、長年やつておるから、サムマー・タイムでも變えるわけにはいかない。それがらもう一つは、国内の皆さんに對するいろいろな発表がある。温度のこともある。氣象のこともある。氣象の中に入つておりますが、氣象のいろいろな状況、地震があれば地震についてどういふこと、そういうようなことは

サムマー・タイムでやらなければいけないというように、我々の官庁としては、時刻としては三重生活をしなければならぬということ、官庁の立場からはサムマー・タイムは絶対に反対であるというところは、前に誰かが言ったことがあると思いますが、そういうようなわけがあります。それで私の意見としては、サムマー・タイムは使わないで、むしろ日本は割合に広い範囲に細長く伸びておるから、地域地域の長さを変えられないが、出勤の時刻というものを地域ごとに変えてやるというところが可能であるのじゃないかと思ひますが、そういうことによつてサムマー・タイムの時間ということを活かすことができるのじゃないかというふうに私は考えます。

○委員(山田節男) 島山公述人に対する御質問でございますが……ないようでありますから、続きまして全国繊維労働組合の菊池君。

○公述人(菊池よしえ君) 私は紡績とか北学繊維とか、そういう労働組合の集まりました全国繊維産業労働組合同盟に働いております。私の組織では、このサムマー・タイムの問題につきましては、昨年の六月に開かれました全国大会で、実施期日を五月にしたということを決議しております。で、今回の改正案に對しましては賛成でございます。昭和二十三年に夏時刻が実施されてから、加盟組合中の四十四組合、二万八千八百五十八名というものを対象にいたしまして、二十三年と二十四年度の二回に互つて、その経過を調査しております。その内容は、サムマー・タイムの実施は

いつからがよいか、サムマー・タイムの実施で生産能率にどのような影響があるかということでございますが、第一の実施開始期日につきましては、四十四組合中三十三組合が五月を要望しております。三組合は六月を要望しておりますが、その他の七組合は不明でございます。で、原則的に五月の実施を望んでおるものが分りました。更に生産能率に關しましては、これは昨年度だけの調査でございますが、四十四組合中五組合が能率向上を認めただけで、二交替制を実施しておる十七組合中十三組合は能率が低下して来ております。こうした傾向は、先程からまたたび北海道などのお話が出ておりますが、寒冷地にある組合でございます。て、やはり四月からの実施では寒さの影響によつて、可なり作業能率に影響を、生産の低下を齎したものであります。と考へるものであります。尚能率に關しましては、影響なしという回答が十五組合ございましたが、これらはいずれも交替制をとつてやつておることで、従来の生活慣習による実施当初の苦痛が、短かい期間に調整されて行くのではないかと思ひます。交替制と申しますと、御存じない方がいらつしやるかも知れませんが、先番が五時から始まります。ですから起床はそれよりも前になりますので、非常に早くサムマー・タイムが実施されました場合には、寒さの影響を受けることが多くなつて参ります。で、次に外の調査でございますが、この期間中の移動率、出勤率、災害件数並びに病気に罹る率につきましても調査してございまして、実施期間中と実施後その年の年末までの期間を調べたものを見ますと、

移動率につきましては、実施期間中に多くなつたものが二十三年で九工場、二十四年度では十二工場となつておりまして、回答工場数の二十二の中、過半数を占めております。このことは夏時刻が労働者の生活に影響する。つまり早く起きてその割に早く寝るということが、なか／＼無理がいつてできない。明るいから早く寝るといふことがむづかしいといふことなどで、過労になつて来るような結果を見ただけではないかといふことが考えられるのですが、第二に出勤率につきましては、実施期間中出勤率が少くなりまして、二十四年度が十五になつておりますが、九、二十四年度はやはり寒い地方にございまして、四月から実施したものが率も高くなつておりますことは、やはり四月が不適当であるといふことになつて来るのではないかと思ひます。第三に災害の件数でございますが、実施期間中に災害件数が殖えましたが、二十四年度が二十一組合の中で以て六で、二十四年度におきましては、これが十五組合になつております。やはりこれも昨年度の方が殖えております。次に病気に罹ります件数につきましては、やはり二十三年で調査いたしました二十一組合の中で以て七でございまして、二十四年度は十も地域的な分布は、寒い地方と、それから山間地方に多く見られております。それから先程主婦の方の立場から睡眠時間の問題が出て参りましたけれども、これは寄宿舍のようなどころにおります者が過半数を占めております。私共の職場では、集團生活をして

おりますために、その集團というものの影響が非常に多くなりまして、どうしても明るい中に床に就くということがむづかしくなつて参りますので、この職場におきましても、三十分か四十分ぐらい睡眠時間が減つて来ております。これもやはり特に二交替制のところの影響が多くなつておるようでございます。このような結果から見ましても、私共では五月から実施するといふこの改正法には賛成でございます。で先程から原則的にお話が出ておりますが、私共では原則的にはサムマー・タイムは、こういう調査の結果から基きまして、なくていいのではないか、只今の島山さんのお話にございました通りに、地域的に出勤時間その他につきましての調整を行なつて行つた方が好結果を生むのではないかといふことを考へております。以上でございます。

○委員(山田節男) 菊池公述人に対する御質問はございませんか。ないようでございますから、続きまして関東配電の業務部長伊賀君に……。

○公述人(伊賀秀雄君) 関東配電の業務部長の伊賀でございます。サムマー・タイムの実施につきましては、電力に關係しますことが非常に大きいファクターとして取扱われておるのでございまして、サムマー・タイムの実施につきましては、電気供給事業者といたしましては、一応賛成であります。四月を五月にするといふことにつきましても、反対の理由がないという程度でございまして、電力事情を勘案せられまして非常に重きを置かれておるにも拘らず、サムマー・タイムに對する電気供給事業者の態度が非常

に生ぬるいといふことにつきまして、一二の理由を申し上げなければならぬと思ひますが、ヨーロッパのイギリスとかドイツとかフランスとかいうような所で、発電の殆んど全部を石炭に負うておる所及びアメリカの大都市で、これも発電の殆んど全部を石炭に負うておりますような所では、時間のずれによつて生ずる電力の節約が直ちに石炭の消費量に影響して来ますから、これは非常に大きい問題になつて来ると思ひます。ところが我が國のようには主として水力を以て発電しておりますので、僅かに九州でありますとか、その他の所で火力を沢山使つております所を除きましては、夏時間の実施されます期間は豊水の時期であります。そのためほんの僅かだけの電力節約が夏時間によつてなされたといひましたとしても、石炭に影響するところは割合に少いのであります。若しそれで節約せられました電力が十分に消化し盡されてしまふならば、誠に結構な次第でありますので、そういう意味におきまして夏時間に賛成いたすのであります。四月を五月にするといふことにつきましては同じ理由によりまして、四月はすでに豊水期に入つております。従いましてこの時期に電力が幾らかでも節約せられるであらうといふことは非常に微量に石炭に影響するといふことは考えられませんが、これは電力の供給上大きな影響を齎すといふことは考えられないのであります。

○委員(山田節男) 島山公述人に対する御質問はございませんか。ないようでございますから、続きまして関東配電の業務部長伊賀君に……。

○公述人(伊賀秀雄君) 関東配電の業務部長の伊賀でございます。サムマー・タイムの実施につきましては、電力に關係しますことが非常に大きいファクターとして取扱われておるのでございまして、サムマー・タイムの実施につきましては、電気供給事業者といたしましては、一応賛成であります。四月を五月にするといふことにつきましても、反対の理由がないという程度でございまして、電力事情を勘案せられまして非常に重きを置かれておるにも拘らず、サムマー・タイムに對する電気供給事業者の態度が非常

に生ぬるいといふことにつきまして、一二の理由を申し上げなければならぬと思ひますが、ヨーロッパのイギリスとかドイツとかフランスとかいうような所で、発電の殆んど全部を石炭に負うておる所及びアメリカの大都市で、これも発電の殆んど全部を石炭に負うておりますような所では、時間のずれによつて生ずる電力の節約が直ちに石炭の消費量に影響して来ますから、これは非常に大きい問題になつて来ると思ひます。ところが我が國のようには主として水力を以て発電しておりますので、僅かに九州でありますとか、その他の所で火力を沢山使つております所を除きましては、夏時間の実施されます期間は豊水の時期であります。そのためほんの僅かだけの電力節約が夏時間によつてなされたといひましたとしても、石炭に影響するところは割合に少いのであります。若しそれで節約せられました電力が十分に消化し盡されてしまふならば、誠に結構な次第でありますので、そういう意味におきまして夏時間に賛成いたすのであります。四月を五月にするといふことにつきましては同じ理由によりまして、四月はすでに豊水期に入つております。従いましてこの時期に電力が幾らかでも節約せられるであらうといふことは非常に微量に石炭に影響するといふことは考えられませんが、これは電力の供給上大きな影響を齎すといふことは考えられないのであります。

ど付かない程度であります。今ここに資料を差上げて置きましたが、これを御覧願います。関東配電の管内だけでの結果が書いてあるのではありませんが、上から四行目あたりから、二十三年度夏時刻実施前後の当社の総合負荷曲線を比較いたしますと、二十三年度は五月に始まつたときでありましたが、第一土曜日から実施されましたが、最大電力というの夕方一時に使われます電力の量であります。その最大電力は三・六％、それから電力の量、一日に使われまして電力の全体の量については三・五％の減少となつておつたのであります。二十三年度は四月の第一土曜日から実施せられて、最大電力におきましては四％の減少を示しましたが、電力におきましては僅かに〇・七％しか減少しておらないのであります。これが夏時刻の実施によりまして、五、六、七、八月とどういふような減少を示すであろうかといふことは比較できません。比較の基礎がございまして、電力の使用状況は日により月により非常に変化いたしますので、比較する基礎がありません。このようになつて四月から始められます夏時刻を五月に繰延べるといふことにつきましては、電力供給事業のみから考えますと、いづれでもよろしいという結論に私は達するのであります。その事情を第二回で御覧願いますと分り易いと思うのであります。第二回を御覧願いますと、点線で書いてありますのが夏時刻の実施されました直前の、下に時間が書いてありますが、一日の電力が使われますカーブでございます。それから

太い実線で書いてありますのが、夏時刻を実施しました直後のカーブでありまして、これで見ますと明らかに夕方電力の使い方が減りまして、そうして夕方、と言いますのは暗くなりまして、少くとも夕方少し暗くなりかけようかといふ頃の電力の使い方が、これも亦減つて来ておるのであります。そこで私達といたしまして、若し勝手な希望を述べまして頂くと、これはどうしても夏時刻実施については甚だ重きを見られております電力部門から、皮肉なお願いのようでありまして、私は終る季節を延ばして頂きたいといふこととあります。と言いますのは、第三回を御覧になりまして、その結論が御納得になれると思つてあります。この第三回におきましては黒い実線で書いてありますのが、九月の夏時刻を実施しております最後の頃の一日のカーブであります。その図面の左下の方に直前、九月九日と書いてあります。これは九月十三日となつております。これは九月十三日の誤植でありますから御訂正をお願いしたいと思います。九月九日の電力事情と九月十三日の電力事情とを比べて見ますと、こういうふうに変化しておるのであります。と申しますのは、夏時刻を実施いたしておりますと、丁度十七時から十九時くらいまでの間、午後五時から午後七時くらいまでの間、まだ明るい頃であります。電力が非常に減つてしまふのであります。と申しますのは、工場はすでに終業してしまふ、併しまだ明るいので電燈がつかないといふわけで、そのカーブを御覧になりますと谷ができております。そう

して暗くなりますと電燈がつくのであります。それが一時間ずれますと、その点線のように、その部分が急に消えまして、そうして而も夕方電力の使い方が非常に増して来ましたので、これは昨年も今年もこの時期には電力供給上の混乱を起しまして、丁度水も余り豊富でない時期に向いますので、停電事故を起すようになったのであります。そこで私達といたしましては、この電力の使い方が、日が縮まつて行くに従ひまして、夕方引込んでおりますカーブが段々となくなつて行くわけでありまして、そこで九月の初めに夏時刻を止めますところを十月まで引延ばしましたならば、この谷が少くなつて電力供給方面からは、ほぼ直後の点線に近いような状態に近づいて来ましたときに夏時刻を切上げて貰う。もつと慾を申しますならば、十一月、或いは十二月くらいまで夏時刻の実施をして頂きますならば、非常に都合なものであります。(笑聲)

この意味で先程終りの季節についての御意見もございましたが、電力供給事業者といたしましては、四月、五月にするといふことについては反対でございます。希望といたしましては終りの季節をもう少し延ばして頂きたいといふこととあります。

○委員長(山田節男君) 伊賀公述人に對する御質問でございます。御質問ないようでありますから、続きまして松本市青果食品市場の常任監督役の佐々木君にお願いいたします。

○公述人(佐々木文夫君) 私が只今御紹介に與りました佐々木文夫と申す者でございます。

本日時は政府におきまして我々国民のために重要な時間の改正というので、公聴会を開いて下さつたことを感謝いたして止まない次第であります。私はもと／＼松本在の一水呑百姓の伴に生まれたものであります。本日ここにお招きに與つて意見を述べるといふことは、何だか身が縛られるような思いで、十分な意思表示のできないことはお祈り願ひたいと思ひます。

私は夏時刻の改正に當つて、只今部門部門の専門的な知識を聴きまして、もはや私の述べた知識はない、こう申したくなりますが、この夏時刻の改正に當りまして、我々が直接得た、体験したところの経験は二、三申し上げたいと思ふのであります。原則といたしましては、わしはこの夏時刻の改正には反対であります。という理由は、松本青果という私たちの会社は、東筑摩郡、西筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡約六十万の生産百姓の換金作物の蔬菜の集荷に當つておるのであります。ところが昨年、一昨年と夏時刻が改正されて以来といふものは、非常に我々に大きな支障を來たしておるといふのは、夏時刻の改正といふことは非常に結構なことであるのであります。が、まだ我々の山村にはその改正という意味が徹底してない点があり、その一、二の例を申し上げて見ますと、集荷に行つても荷が市場に來ない。家の親に聴くと、サムマーだから家の伴は映画見に行つた。固つたサムマーだといふようなことをわしは始終聞くのであります。といふのはその時間の制度の具体的な、徹底した趣旨が農村、或いは山村の青年達に十分に含まれていない点があると思ふのであります。でこの趣旨が徹底して、この趣旨が十分に含まれた曉

において、時刻の改正といふことは、必ずわしは効果があると思ふのであります。が、今のところ差當つての効果は皆無とわしは考えるのであります。わしたちは集荷に行きまして、皆さん御承知の通り信州といふところは、非常にお蚕の沢山取れるところでありまして、それで伴がもうサムマーと言つて映画を見に行く、あとは家のお袋や妹達が銀を取つておる。それで雨が降つて来ると、わしらは三輪車を持つて来て運んでやつた実例があるのであります。こういうことは多々農村の青年が夏時刻であるが故に、我々に與へられた自由であるといふことを履き違えて考へておるのであります。この点を十分に調査され、当局においても何故に、どうして夏時刻を採用するか、電力にどういふふうな影響があるかといふことを徹底的に教育して貰ふ必要があるとわしは考へております。

もう一つ経済部面におきましては、わしらの会社は大体日に十萬から二十七、八萬の取引でございますが、金額においては非常に微細な金額であります。が、そうすると銀行関係に非常に支障を來たすのであります。松本の信用協同組合と結託しておりますが故に、銀行が終れば、百姓にその金は拂われなないのであります。御承知の通り百姓といふのは夕方八時、九時まで働いていて、そうしてその余暇に生産物をどん／＼市場へ運ぶといふ実情であります。そうして市場からお金を貰つて行くのであります。すでに銀行は閉まつてからではお金は拂ふことができない。こういうふうな欠陥も生じて来るようなわけであります。それで夏時刻の根本的のわしの反対にいうのは、

何故にこの夏時間を採用しなければならぬか。この農村、漁村に何一つたるべき当局において宣伝機関において徹底したところの宣伝をして頂いて、そして完全な夏時刻を実施して、十分な成果を挙げて貰うことを望んでおるのであります。

以上お話しした意見としてはこれだけのことに過ぎません、いろいろございまして、皆様方から専門的な知識をお伺いしまして、わしの申上げることばこれでお終りでございませう。

○委員長(山田節男君) 佐々木公述人に対して御質問ございせんか。

これで一先各公述人の説明を聴いたわけでありまして、公述人の方で時間の制約上公述が尙不十分であるから補足したいという方はございせんか。

○公述人(鈴木敬信君) 只今お許しを得て、追加を少し申上げたいと思ひます。先程申上げました通り、日本では夏時そのものを実施すべき大きな理由は、天文学的に申しまして全然ございせん。結局保健上或いは経済上の問題によるのだと考へます。電力の場合には只今承りまして、サマー・タイムをやりましたも水の節約にはなるかも知らんが、石炭の節約にはならん、そういうことを承りました。保健上から申しますと、一般に宣伝されるほどの効果は持たないのではないかと思ひます。そうしますと、サマー・タイム自体から言いますと、むしろ日本のような低緯度地帯ではやらない方がよく、どうしてもやらなければならぬならば、国民生活に大きな変革をもたらさない程度の方策を採つて頂きたい。それには一時間もいきなり繰上げ

るといふことは可なり支障があるように考へられます。それでできることならば、小刻みにやつて頂きたい。これはイギリスで最初にサマー・タイムを提案しましたウィリアム・ウィリッという人がそういう提案をしまして、イギリスでやるときに二十分毎に区切つてやりたい、二十分ずつサン・タイムを区切つて切上げてやつたらよろしいという提案をしたのです、実際に実施するときには一時間になつてしまつた。現在でも一時間急に繰上げてゐる。併しながら一時間急に繰上げなければならぬという根拠はないのであります、国民として生活する場合に、知らない間にサマー・タイムになつておるやうにしてもらいたい。朝起る時の時間とか何とかそういうものに大きな支障がないやうにして頂きたいと考へます。それで我田引水ですが、小刻みにやりまして、国民としては知らない間にサマー・タイムになり、知らない間にサマー・タイムから元の標準時に戻つてゐる、そういう方策にしてやつたらよろしいかと考へます。

○公述人(田村清義君) 一つ先程の意見に追加させて頂きたいのでございませう、実は我々国鉄に従事する者といひまして、このサマー・タイムの時間に徹夜勤務の交替ということがございします。そうしますと、始まりと終りのときには一時間ずつ、少くとも最少一時間ずつは超過勤務をしなければならぬ、こういうやうな形になつて来る。こういうことが突は心理的に非常に大きな影響がございまして、この切替時に不祥事が起きるか起きないかというのを管理側も非常に苦勞

するわけでありませう。又一般的に、国民全般もそうでございませうが、一時間早くなつた場合に心理的に非常にビントの狂つた生活をしなければならぬ。暫く五日なり一週間なり、この間が非常に交通機関に従事する者としては、障事故が起きないかという警戒心と申しますか、そういうことが非常に大きい影響がございします。この点を若し緩和するとすれば、これ又山崎さんから申されたやうな、勤務時間を地方的に調節することによつて、この問題は解決ができて来るのでないか、こういうことを考へて頂きたい。

もう一つは、そういう点から考へまして、北海道など冬の場合一体どうしてくれるのか、こういうことになつて参ります。例えば朝は暗いうちから起きて行かなければならぬ。帰りはもう真夏の間に家に帰らなければならぬ。樺太などの例を申しますと、冬は勤務時間を繰上げて勤務いたしておつたことを私は知つております。北海道などもそういうやうな点を考へます。ならば、大きな会社とか官庁とか、こういう所では暖房用に焚く石炭を五時まで焚かないで四時までにすると、非常に大きな節約になつて来るわけでありませう。こういうやうな面からも、又家庭生活の面から言ひまして、夜遅くまで冬の間待つておつて乏しい石炭で以て家庭をやり繰りして行く場合には、サマー・タイム以上に、北海道の場合は逆に申しまして、ウィンター・タイムを考へて貰ひたい。これは趣旨に反するかも知れませうけれども、こういう点も地域的特殊事情がございしますので、委員の各位におかれ

ましては考へて頂きたい、かように考へる次第でございませう。

○公述人(鈴木敬信君) 只今の田村公述人の意見に對しまして参考資料を提出いたします。イギリスでは大体四月中頃から十月初旬までサマー・タイムをやることになつております。これはサン・タイム・タイム・アクトという條例が出來まして、それで規定されておるのであります、フランスにおきましては、冬でも一時間サマー・タイムをやつております。夏の間は二時間のサマー・タイムを実施しておる。フランスでは一九四六年から四十八年までの資料しか私は持合せありません、それ以上は申上げかねますが、四六年から四八年までは通年一時間のサマー・タイムをやつておる。これはフランスは日本より緯度が高いのでありまして、只今の田村公述人の意見によりまして、冬はむしろウィンター・タイムにすべきことを、フランスは逆に一時間のサマー・タイムを実施しておる。何か理由があることと考へますけれども、そういう事実があるといふことを申上げて置きます。

○委員長(山田節男君) 各委員からの公述人に対する全般的な御質問はございせんか、ないやうでありますから、これを以て公述を終ります。尚本日は非常に御多用中に拘りませう、多数の方がお見えになりました、非常に有益なそれらの方面からの御意見を聴くことができてまして、今後本法案を審査する上におきまして、今日の皆さんの公述を参考としまして、十分留意したいと存じます。この点厚くお礼を申し上げます。

ではこれを以ちまして労働委員会の公聴会を散会いたします。

午前十一時五十七分散会
出席者は左の通り。

委員長 山田 節男君
理事 城 義臣君
波多野林一君

委員 原 虎一君
村尾 重雄君
門屋 盛一君
田村 文吉君

公述人 海上保安庁水
路部編修課
株式会社レ
イト社長
板倉安兵衛君
飯塚愛之助君
中村 直代君
武市 春男君
高木 章君
田村 清美君

都立第一商業学校校長
岐阜県農業
国鉄労働組合
(北海道)
氣象研究所長
(理学博士)
全職維労働組合
関東配電株式
会社業務部長
伊賀 秀雄君
松本市青果食品
市場常任監査役
佐々木文夫君

三月十日日本委員会に左の事件を付託された。
一、地方労働委員会委員の定数増加に
関する陳情(二通)(第二二六号)
一、失業対策事業の拡充強化に關する
陳情(第二二二一号)

第二二六号
昭和二十五年二月二十四日受理

地方労働委員会委員の定員増加に関する陳情(一通)

陳情者 愛知県庁内愛知県地方労働委員会内 宗本利

市外一名

地方労働委員会の業務は、労働組合法実施以来委員会の趣旨の徹底と労働紛議の増加に伴つて激増の一途をたどつてゐるが、委員定員が少いため、業務運営に万全を期し難い現状であるから、今回の労働組合法の改正に当つて、地方労働委員定員の増加を図られたいとの陳情。

第二十一号

昭和二十五年二月二十七日受理
失業対策事業の拡充強化に関する陳情

陳情者 三重県議会議長 石原鍋治

現在の一般企業の雇用量の僅少および休廃止ならびに公共事業の分布状況等より見て、激増する失業者の吸収は極めて困難であり、しかも都市における失業者の救済は緊急を要するものであるから、五大都市を含む府県に対し重点的に失業応急事業の人員割当の飛躍的增加を図られるとともに、本年度第三、四半期をもつて打切りとなつた知識層の失業救済事業を即時復活せられたいとの陳情。

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二十項中「東京都」を「東京都、北海道、大阪府及び福岡県」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 北海道、大阪府又は福岡県の地方労働委員会は、当該地方労働委員会の委員の定数のうち、労働組合法第十九條第二十項の改正規定により増加した数を充当するため新たに委員が任命されるまでは、なお改正前の定数をもつて組織する。

3 前項の地方労働委員会の委員であつて、当該地方労働委員会の委員の定数のうち労働組合法第十九條第二十項の改正規定により増加した数を充当するため新たに任命されたものの任期は、同條同項本文において準用する同條第十一項本文の規定にかかわらず、任命の日からこの法律施行の際現に当該地方労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。